

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

〔昭和 4 7 年 4 月 1 日〕
福岡県公安委員会規則第 7 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>目次～第 3 条の 2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2)の 2 (略)</p> <p>(3) 駐車禁止の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 次に掲げる者が、現に使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章(様式第 8 号又は様式第 9 号。他の都道府県公安委員会の交付に係るもののうち、次の各号のいずれかに該当するものを含む。)を掲出しているもの(㊦)にあつては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。)</p> <p>㍿ 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号)別表第 5 号に定める障害の級別に該当する<u>障害を有し、歩行困難なもの</u></p>	<p>目次～第 3 条の 2 (略)</p> <p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2)の 2 (略)</p> <p>(3) 駐車禁止の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 次に掲げる者が、現に使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章(様式第 8 号又は様式第 9 号。他の都道府県公安委員会の交付に係るもののうち、次の各号のいずれかに該当するものを含む。)を掲出しているもの(㊦)にあつては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。)</p> <p>㍿ 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号)別表第 5 号に定める障害の級別に該当する<u>障がい</u>を有し、歩行困難なもの</p>
(略)	(略)
<p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正 1 2 年法律第 4 8 号)別表第 1 号表の</p>	<p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正 1 2 年法律第 4 8 号)別表第 1 号表の</p>

2に定める重度障害の程度に該当する
障害を有し、歩行困難なもの

(略)

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) (略)

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる者のほか、身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認めるもの

(4) (略)

2～7 (略)

第5条～様式第23号 (略)

様式第24号（第9条の3関係）

(表)

(略)

2に定める重度障害の程度に該当する
障がいを有し、歩行困難なもの

(略)

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障がいを有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障がいを有するもの

(オ) (略)

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる者のほか、身体障がいのある人等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認めるもの

(4) (略)

2～7 (略)

第5条～様式第23号 (略)

様式第24号（第9条の3関係）

(表)

(略)

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当するときは、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

様式第25号～様式第71号 (略)

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当するときは、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

様式第25号～様式第71号 (略)